

控訴審第3回裁判のご報告

令和2年11月20日
原発被害救済千葉県弁護団事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護団が提出した主張書面や証拠

★第12準備書面(令和2年9月30日仙台高裁判決に基づく一審被告国の責任論)

○概要

- ① 国は、控訴審に至って、規制権限不行使の違法性判断枠組みにつき、「伊方最判に基づいて高度の専門技術的裁量による二段階の判断過程審査とする主張」を追加した。

しかし、仙台高裁判決は、上記国の主張に対し、国が控訴審に至って主張してきたという訴訟経過に照らしても疑問とした上で、「本件は、現実に設置され稼動している原子炉に係る技術基準適合性が問われているものである上、本件で判断の対象となるのは省令62号4条1項の『想定される津波によって原子炉施設の安全性を損なうおそれがない』といえるか否かという点に絞られ、具体的な判断対象も、実際上は『長期評価』の見解が示した津波地震の想定に信頼性が認められるか否か」であるから、「『原子力工学はもとより、多方面にわたる知見に基づいた総合的判断』が求められるとはいえない」と判示し、国の同枠組みの主張を排斥した。

- ② そして、仙台高裁判決は、一審被告らの津波の予見可能性について、「経済産業大臣においては、遅くとも平成14年末頃には、福島第一原発にO、P+10mを超える津波が到来する可能性について認識し得たというべきである」と判断した。

この点、国は、地震津波の専門家の意見書を多数提出してきた。これらの回顧的供述によれば、「長期評価の見解」は「理学的に否定できない知見」という趣旨で公表されたとのことである。

しかし、仙台高裁判決は、「当時の国が、こうした専門会の意見を踏まえて規制権限を行使しなかったという関係にはない」と判断し、国が当時実際に行った東電に対するヒアリングのみであることを指摘した上で、「後日重大事故が発生した後になって、『長期評価』の見解の信頼性に当時から疑問を抱いた旨の供述をどれほど集めたところで、それらが当時の国の不作為に対する違法性の判断にいかなる意義を有するか自体が不明確である」とし、国の主張を排斥した。

- ③ 結論として、仙台高裁判決は、「全ての事情を総合考慮すると、本件における経済産業大臣による技術基準適合命令に係る規制権限の不行使は、専門技術的裁量が認められることを考慮しても、遅くとも平成18年末までには、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くに至ったものと認めることが相当であり、一審原告らとの関係において、国賠法1条1項の適用上違法となるものというべきである」と断じている。

★第13準備書面(結果回避可能性について)

○概要

- ① 一審原告らは、国に対して、「要求事項」を掲げて技術基準適合命令を発せよと主張しているのである。一審原告らが、防潮堤に加わる津波の波圧等詳細な

数値を掲げる必要性はない。

仙台高裁判決は、結果回避可能性について、本件の津波による回避措置の合理性や回避可能性を細部まで厳密に検討するには、福島第一原発の詳細構造や詳細な経緯に係る資料等が必要であり、これは東電が保持しており、一審原告らが細部まで厳密に主張立証することは不可能であることから、当事者間の衡平に留意する必要性を踏まえて、予見可能であった(予見義務のある)津波に関して、一審原告らにおいて、一定程度具体的に特定して結果回避措置についての主張・立証を果たした場合には、一審被告らにおいて本件事故が当該措置を講じて回避不可能であったこと等の立証を尽くさない場合には、結果回避可能性が事実上推認されると判断した。

- ② 国は、規制機関が水密化という対策を是認することはあり得ず、そのような対策を命じる規制権限の行使が義務づけられることはない、と主張する。

これに対して仙台高裁判決は、「検討されるべきなのは、水密化という対策により結果回避可能性が認められるかどうかであるし、経済産業大臣が発する技術基準適合命令の内容に水密化をせよなどという具体的対策の内容まで特定することが必要であるとは考え難い」「国の反論は、二重の意味で的外れである」と判示している。

- ③ 敷地を越える津波に対して、防潮堤等の設置とともに、水密化が求められる。

本件事故以前の技術水準において、防潮堤によって、敷地のドライサイトを完全に維持し得ない。現に、今村文彦氏が、本件事故後の現在においても、敷地高さを超える津波に対し、防潮堤によって敷地を完全にドライサイトとして維持することはできない、と断言している。

防潮堤の設置が本件事故に間に合わなかったとしても、「タービン建屋の水密化」・「重要機器室の水密化」対策は本件事故前に完成することができた。その結果、敷地内へ侵入した海水から重要機器の被水を防ぎ、本件事故の発生を回避出来た可能性が十分にあった。もともと、1号機から4号機のタービン建屋の躯体(外壁)は、本件津波によっても破壊されず、建屋内部の間仕切り壁もかなりの浸水防護機能を果たしていた。1～3号機は既設のシャッター構造のもので、これが水密扉に取り替えられていれば、建屋内への浸水を防げたことは容易に想像できる。

- ④ 本訴訟においても、仙台高裁判決同様、一審原告らは、一定程度具体的に特定して結果回避措置につき主張立証を果たした。一審被告らから上記のような主張立証がなされていない以上、本件事故の結果回避可能性は認められる。

★第14準備書面(一審被告国の控訴答弁書中、「津波の波力の評価方法及び漂流物の衝突力に対する評価方法がいずれも未確立であった」(187～189頁)との主張が誤りであること)

○概要

- ① 国は、「津波の波力の評価方法は未確立であった」と主張する。しかし、陸上構造物に作用する津波の「波圧・波力」の評価式は、本件事故前、朝倉式等として広く一般的に用いられていた。

国は、大型の漂流物が衝突することによる水密化扉等の損傷及び建屋内への大量の海水流入の可能性を、指摘している。しかし、漂流物の衝突力の試算は、本件事故前から存在していた。

- ② 津波の波力や漂流物の衝突力を評価し、安全率をかけて、タービン建屋などの水密化・重要機器収納室の水密化を行うことは十分可能だった。東電はこれを行わず、国はこれを行わせなかっただけである。

★第15準備書面(一審被告国の控訴答弁書中、「ルブレイエ原子力発電所において講じられた水密化措置は、局所的・部分的なものであり、規制機関においてこれを命ずべき根拠となるものではない」(194頁)との主張が誤りであること)

○概要

① JNES(原子力安全機構)は、フランス・ルブレイエ原発事故を前兆事象としたとき、福島第一原発の炉心損傷確率が非常に高くなると評価し、「水密扉等の設置」が有効だと、国に報告していた。

日本学術会議やIAEA(国際原子力機関)等から、対策をとらなかったことに対し、厳しい批判が浴びせられていた。

② 本件事故以前に外部溢水事故が発生した場合に備えて、建物の水密化・重要機器収容室の水密化が有効であることは、JNESも公表し、当然のことながら国も承知していた。これは、決して紙の上の知識ではなく、ルブレイエ原発事故をはじめとするいくつかの事故事例が示していた厳然たる事実である。

国の主張は、責任逃れの何物でもない。

★提出した主な証拠

令和2年9月30日仙台高裁判決、一橋大学大学院法学研究科・下山憲治教授の意見書・論文、後藤政志氏・筒井哲郎氏の意見書、佐藤暁氏の意見書・証人尋問調書(福島地裁郡山支部)

(2) 一審被告東京電力が提出した主張書面や証拠

★1審被告東京電力共通準備書面(弁済の抗弁に関する1審原告らの主張に対する反論)

○概要

① 本件のような生活基盤を密接に結びつく平穩生活利益の侵害に基づく様々な不利益の中には、精神的損害のみならず、財産的損害として評価されうるようなものも含まれるのであって、財産的損害と精神的損害との区別は一層曖昧なものである。また、直接請求手続やADR手続において賠償合意を行い賠償金の授受をしてきた当事者の合理的意思としては、特定の項目に対するものとして賠償されてはいても、損害の全体に対する弁済として支払われるものとする趣旨であった。同種の裁判例(平成30年3月15日京都地裁判決、令和2年3月10日札幌地裁判決、令和2年6月24日福岡地裁判決)においても、費目間での融通が認められている。

したがって、東電は、一審原告らに対して支払った精神的損害・財産的損害を含む全ての既払金をもって、弁済の抗弁を主張する。

② 同一世帯は生計を共通にし、いわゆる「財布は1つ」の状態であり、生活基盤をなす財産的損害や慰謝料のうち生活費増加部分も世帯で共通する部分があると解される。そのため、世帯構成員のある者にされた慰謝料の賠償であっても、生活費増加分のように平穩生活の回復に向けられた部分は、他の世帯構成員もその支払により平穩生活の回復を受ける。

名目上は同一世帯のある世帯構成員の損害の賠償としてなされた支払であっても、それは世帯全体に共通する被侵害利益への弁済の側面があるとともに、弁済の効果としても世帯全体の共通の利益になるから、未払い損害金の有無は世帯全体で認定されるべきである。

既払金の世帯内融通は、認められるべきである。同種の裁判例(令和2年6月24日福岡地裁判決)も、世帯内融通を認めている。

★提出した主な証拠

窪田充見神戸大学大学院法務研究科教授・伊藤真東京大学名誉教授・早川眞一郎東京大学名誉教授の各意見書，令和2年6月24日福岡地裁判決

(3) 被告国が提出した主張書面や証拠

★第5準備書面(本件における主な事実関係)

○概要

国が考える本件における主な事実関係をまとめたものです。
別紙の目次をご確認ください。

★第6準備書面(一審被告国の主張の概要)

○概要

- ① 本件は，規制権限を行使すべきであったと主張する時期において，いまだ被害は発生しておらず，被害をもたらす原因も科学的に判明していなかった事案である。既に現実的被害が発生していた上で規制権限不行使の違法性が肯定されたこれまでの最高裁判決の事案と異なる。

規制権限不行使が問題とされた当時の具体的事情の下で，被害またはその危険の発生を行政庁が具体的に予見し得たか否か，慎重に審査されなければならない。

- ② 炉規法の趣旨・目的・権限の性質等を考慮すれば，少なくとも自然災害による原子力災害発生の予見可能性の有無については，二段階審査の手法(①具体的審査基準の合理性と②その基準を当てはめた判断過程における過誤・欠落の有無)によって，判断されるべきである。

「長期評価の見解」を原子力規制に取り入れる必要がないとの保安院の判断は，極めて高度な最新の科学的・専門的技術的知見を用いて将来の予測に係る判断を行うものであり，その判断に当たっては，多方面にわたる科学的・専門技術的知見を備える専門家ないし専門家集団の意見・判断を尊重して行われた。

- ③ 名古屋地裁・平成29年千葉地裁・山形地裁・福岡地裁各判決は，実質的に，国が主張する二段階審査の判断手法を踏まえた判断をしていると評価できる。これらの判決においては，「長期評価の見解」に基づく規制機関の責任が正当に否決されている。

★提出した主な証拠

中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」ワーキンググループ(第2回)議事録，IAEA安全基準原子力施設のサイト評価における気象学的・水理ハザード特定安全指針，原子力安全・保安院8年間の施策(原子力安全関係)

2 弁護団員によるプレゼンテーション

3 今後の裁判の日程

第4回口頭弁論期日

令和3年1月22日(金)14時

以上